

市町村人権行政体制等一覧表 総合窓口・庁内組織・諮問機関

市町村名	人権啓発体制				相談支援体制				差別事件処理体制			
	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後
和歌山市	和歌山市人権委員会	地区連合自治会長、PTA代表、民政児童委員、教育機関（校長等）、社会福祉協議会、地区単位自治会長、公民館長等。和歌山市42地区から選出（2,665名）	<ul style="list-style-type: none"> 委員の研修 地区人権委員会の事業推進の助成 各種調査及び研修 資料の提供 各機関団体等との連携 その他 	-	人権施策推進課 相談・支援班	職員3名 非常勤職員2名	人権問題に係る相談に対する支援や関係機関への連絡調整等	-	人権施策推進課 相談・支援班	職員3名 非常勤職員2名	関係部局・課との連携により、差別事件対応マニュアルに基づき対応	-
海南市	海南市地区人権尊重推進協議会	人権尊重委員会、人権推進女性団体の会、仏教者人権推進協議会、人権推進企業連絡会、人権推進市民の会、男女共同参画推進の会から各2名ずつ（42名）	<ul style="list-style-type: none"> 人権推進団体の啓発活動に対する指導及び支援 会員の資質向上に必要な研修等の開催及び参加 記号訪問、街頭啓発活動等 	組織の拡大を行う	海南市人権擁護委員会	人権擁護委員9名	<ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発 会員相互の資質向上を図る研修会等の開催、参加 地域での相談活動 定期的な人権相談所の開設 	組織の拡大を行う。	海南市人権推進懇話会 海南市人権教育・人権啓発推進本部	「人権行政庁内組織」及び「諮問機関」参照	担当課である人権推進課が関係各課と連携をとり、人権推進懇話会及び人権教育・人権啓発推進本部に諮る。	合併後、組織の見直しを行った。
紀美野町	紀美野町人権委員会	区長会、民生委員、保護司会、人権擁護委員、老人会、身体障害者会、PTA連合会、保育所保護者会、女性団体、各地区、教育委員、社会教育委員、青少年育成推進委員会、地域活動連絡協議会、学識経験者、企業、商工会、校長会、議会、役場（50名）	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動全般（街頭啓発、各種イベントでの啓発、広報物作成掲示配布、庁内放送、ポスター展） 地区別学習会 委員研修、所属別研修 	地域に応じた活動ができるよう、組織及び事業内容について再検討した。	（名称なし）	総務課、保健福祉課、住民課、総務学事課（青少年センター）、生涯学習課（6名）	総合窓口（生涯学習課）で受けつけた内容により、人権課題取扱い担当課と協力し、相談愛用解決のための支援を行う。	旧町で実施していたことを引き継ぐ。	（名称なし）	人権委員会役員、総務課、保健福祉課、住民課、総務学事課（青少年センター）、生涯学習課（内容により変更あり）（10名程度）	<ul style="list-style-type: none"> 事件の処理解決（事実確認、教育） 今後のための教材化 	旧町で実施していたことを引き継ぐ。
紀の川市	紀の川市人権委員会	評議員30名（旧町から6名ずつ）旧町単位で支部を設置	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題の調査研究に関する事。 人権行政の企画立案及び事業実施に対する協力、意見具申に関する事。 人権侵害の調査及び報告に関する事。 人権擁護及び相談に関する事。 人権啓発運動に関する事。 委員相互の研修に関する事。 関係機関との連携調整に関する事。 	旧町においては、人権委員会、人権推進委員会が存在しており、紀の川市人権委員会及び支部として統一	人権擁護委員	常務委員5名 研修部会員7名 啓発部会8名 監事1名 男女共同参画社会推進委員1名 事務局員1名	人権擁護委員法第11条に基づく	地方法務局の指導に基づく	紀の川市人権問題処理委員会	会長：副市長 副会長：教育長、人権委員会会長 委員：市民部長、市民部次長、人権委員会副会長2名、人権委員会会長副会長の属さない人権委員会の支部長2名	人権問題の正しい理解と人権問題解決のための確認、調査、研究、処理及び報告	
岩出市	岩出市人権啓発推進委員会	住民の代表4名 人権啓発に関する団体等の代表10名 知識経験を有する者6名 計20名	<ul style="list-style-type: none"> 啓発方法等の調査研究に関する事。 人権啓発活動に関する事。 関係諸団体との連携協調に関する事。 	-	人権啓発推進指導員		<ul style="list-style-type: none"> 市の人権啓発に関する施策を推進するための直接指導 人権学習会の助言及び各種団体等の研修実施 	-	人権擁護委員7名		人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずる。	-

市町村人権行政体制等一覧表 総合窓口・庁内組織・諮問機関

市町村名	人権啓発体制				相談支援体制				差別事件処理体制			
	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後
橋本市	橋本市人権啓発推進委員会	人権問題に関し、経験や識見を有する者並びに人権問題に関する研修及び研鑽に取り組もうとする者のうちから市長が委嘱する委員計100名以内	・広く人権教育啓発を実践し、事故の研修及び研鑽に努めるとともにこれに必要な事項について、調査及び研究に取り組む。 ・諸問題に関し、市長に対し建議することができる。	旧橋本市と旧高野口町の委員会役員による協議により、旧橋本市の例により新たに設置する。	人権相談	橋本人権擁護委員協議会橋本市部会委員 計13名	・人権擁護委員の職務に関する連絡調整 ・人権擁護委員の職務に関し、必要な資料及び情報の収集並びに研究発表 ・その他目的達成のための必要な事業	旧橋本市と旧高野口町の委員会役員による協議により、旧橋本市の例により統一する。	橋本市人権行政推進本部 差別事件対策委員会	委員長：助役 委員：企画部長、市民部長、教育次長、人権施策推進担当参事、人権推進室長	差別事件が発生した場合、差別事件に対する今後の対応について協議するとともに、協議した概要を市推進本部長に報告する。	旧橋本市の例により、新たに設置した。 (旧高野口町未設置)
かつらぎ町	かつらぎ町人権啓発推進委員会	人権擁護委員、町内各種団体長、人権啓発推進連絡協議会長、指揮権者で構成。53名啓発部会のほか6つの専門部会あり。	・人権問題の啓発に関すること。 ・人権啓発推進連絡協議会との連携協調に関すること。 ・人権啓発推進本部との連携に関すること。 ・研修会の実施。 ・事業所啓発及び店頭啓発。 ・その他必要な事項	合併を機会に委員を3名増員し、現在53名で組織。	かつらぎ町人権相談救済委員会 ほか	かつらぎ町人権条例第6条に基づき設置。人権擁護委員、弁護士、識見を有する者で構成。15名	・人権問題に関する町民からの相談に応じること。 ・人権侵害を受けた人の救済のため、仲裁、指導を行うこと。 ・人権侵害事件解決のための人権擁護委員や関係機関との連携を図ること。 ・その他必要な事項	合併を機会に委員を2名増員し、現在15名で組織。	かつらぎ町人権相談救済委員会	かつらぎ町人権条例第6条に基づき設置。人権擁護委員、弁護士、識見を有する者で構成。15名	・人権問題に関する町民からの相談に応じること。 ・人権侵害を受けた人の救済のため、仲裁指導を行うこと。 ・人権侵害事件解決のための人権擁護委員や関係機関との連携を図ること。 ・その他必要な事項	合併を機会に委員を2名増員し、現在15名で組織。
九度山町	九度山町人権尊重委員会	会長1名 副会長2名 理事7名 委員20名 計30名	人権啓発に関する事務及び啓発活動	-	九度山町人権擁護委員	3名 (男性2名・女性1名)	・人権相談 ・人権啓発	-	差別事件処理委員会	会長1名 副会長2名 委員若干名 事務局2名 計6~8名	差別事件に関すること。	-
高野町	高野町人権推進委員会	人権擁護委員3名、女性会議3名、町議会、金剛峰寺、商工会、老人クラブ、教育委員、社会教育委員会、民生児童委員会、小中学校長会、青少年団体連絡協議会、行政各1名 計16名	・人権問題の調査研究 ・行政への協力、意見具申 ・啓発活動 ・差別事件等の対応 ・関係機関等との連携	-	人権擁護委員	3名	人権特設相談	-	高野町人権推進委員会	高野町人権推進委員会16名のうち、会長1名、副会長2名、理事4名で構成。	-	-
有田市	有田市人権尊重委員会	関係団体の役職員 学識経験を有する者 関係行政機関の役職員 計25名	・全市での人権啓発市民の集い ・人権尊重地区別学習会 ・街頭啓発 ・企業訪問	-	有田市人権尊重委員会	関係団体の役職員 学識経験を有する者 関係行政機関の役職員 計25名	・人権問題の相談、指導 ・差別や人権侵害の住民からの苦情について	-	有田市人権尊重委員会	関係団体の役職員 学識経験を有する者 関係行政機関の役職員 計25名	差別事件の調査と処理指導に関すること。	-
湯浅町	湯浅町人権尊重委員会、湯浅町人権擁護委員会	・人権尊重委員会28名 (啓発指導部会、企画広報部会) ・人権擁護委員5名 (内3名は人権尊重委員会にも所属)	人権問題の調査、啓発、相談、人権侵害の処理に関すること。	-	湯浅町人権尊重委員会、湯浅町人権擁護委員会	人権尊重委員会啓発指導部会13名 人権擁護委員5名 計18名	人権に関する相談	-	湯浅町人権尊重委員会啓発指導部会	13名	差別問題の調査処理に関すること。	-
広川町	広川町人権啓発推進委員会	各種団体等が推薦する者、学識経験者及びその他適当と認める者、30名以内 (町長の委嘱) 27名	・人権啓発活動 ・人権施策の提言 ・個別啓発 ・人権相談 ・人権情報の収集、発信 ・調査研究活動 他	-	広川町人権擁護委員会	人権擁護委員3名	・人権の擁護に努め、適切な救済方法をとる。 ・人権に関する相談活動	-	広川町人権啓発推進委員会処理部会	委員会内に処理部会を設置し、当部会に事件処理を移管。 構成員は、人権啓発委員5名程度と行政関係課長等5名程度。 処理部会は、事件発生毎に随時設置。事件に関する課長及び関係機関の長等を専門委員に加え、処理する。	差別事件、人権全般	-

市町村人権行政体制等一覧表 総合窓口・庁内組織・諮問機関

市町村名	人権啓発体制				相談支援体制				差別事件処理体制			
	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後
田 辺 市	田辺市人権擁護連盟、田辺市人権委員会	<田辺市人権擁護連盟> 151名 <田辺市人権委員会> 53名	<田辺市人権擁護連盟> ・同一目的を有する機関及び団体との連携、情報交換 ・各種の研究及び調査 ・指導者の育成 ・その他 <田辺市人権委員会> ・講演会、シボジウム等の開催 ・地域別学習会の開催 ・研修会の開催 ・啓発等 ・調査、分析 ・差別事件の処理 ・その他	H20年度までに組織統一の予定。	田辺市人権擁護連盟、田辺市男女共同参画センター	<田辺市人権擁護連盟> 相談専門委員 1名 <田辺市男女共同参画センター> 電話相談員 5名	<田辺市男女共同参画センター> 女性が出会う様々な悩みに電話で相談に応じる。	旧田辺市の体制を継承	田辺市人権擁護連盟	151名	・同一目的を有する機関 及び団体との連携、情報交換 ・各種の研究及び調査 ・指導者の育成 ・その他	H20年度までに組織統一の予定。
白 浜 町				合併時には空白期間ができるが検討委員会を設置し、協議していく。	白浜町人権擁護委員連絡会	人権擁護委員 8名	住民の基本的な人権が侵害されないよう絶えず監視し、侵害があった場合には、その相談相手となり、適切な処置を講ずることによって救済を図る。また、人権思想の普及高揚に努める。	旧白浜町 5名 旧日置川町 3名				
上 富 田 町	上富田町人権推進委員会	26名	・講演会、シボジウムの開催 ・啓発等	-	心配ごと相談	人権擁護委員 4名	人権全般に関する相談	-	上富田町人権推進委員会	26名	差別事件の処理に関すること	-
す さ み 町	すさみ町人権委員会	学校、運動団体、行政、医療、福祉、民生、人権擁護、学識経験者で構成。 20名	基本的人権の確立によって、差別のない、明るく平和な民主的な社会の実現を図るために、関係機関団体等と連携の上、啓発指導、その他必要な事業を行う。	-	人権擁護委員	4名	人権擁護委員法に基づく。 (住民からの相談等が、すさみ町人権委員会や行政にあった場合、人権擁護委員に連絡し、対応している。)	-	すさみ町人権委員会	学校、運動団体、行政、福祉、人権擁護、学識経験者で構成。 20名	基本的人権の確立によって、差別のない、明るく平和な民主的な社会の実現を図るために、関係機関団体等と連携の上、啓発指導、その他必要な事業を行う。	-

市町村人権行政体制等一覧表 総合窓口・庁内組織・諮問機関

市町村名	人権啓発体制				相談支援体制				差別事件処理体制			
	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後	名称	構成員等	主な所掌	市町村合併後
新 宮 市	新宮市人権尊重委員会	委員45名 事務局3名 計48名	・講演会、研修会、懇談会等の開催 ・関係団体に対する指導助言及び助成 ・差別事象の処理、指導に関する事 ・企業等の啓発に関する事	合併に伴い、H17.10.1に再編成					新宮市人権尊重委員会	委員45名 事務局3名 計48名	・差別事象の調査、確認 ・関係者への指導助言	合併に伴い、H17.10.1に再編成
那智勝浦町	那智勝浦町人権尊重推進委員会	委員10名 講師3名(委員との重複は8名) 計13名	・人権問題に関する行政への協力及び意見具申 ・人権問題に関する教育啓発の推進 ・人権問題に関する調査、研究 ・地域、職域等における指導者の育成 ・人権問題に関する相談、指導、助言 ・その他	-	那智勝浦町人権尊重推進委員会専門部会	委員から若干名	指導部会における、人権問題に案する相談、指導助言	-	那智勝浦町人権尊重推進委員会専門部会	委員から若干名	委員会から委託された事件の調査、指導	-
太 地 町	太地町人権尊重推進委員会専門部会	・人権尊重推進委員及び行政関係者8名 ・指導部会をおく	・指導部会において、人権問題に関する教育啓発の推進 ・地域、職域等における指導者の養成	-	太地町人権尊重推進委員会専門部会	・人権尊重推進委員及び行政関係者8名 ・指導部会をおく	指導部会において、人権問題に関する相談、指導、助言	-	太地町人権尊重推進委員会専門部会	・人権尊重推進委員及び行政関係者8名 ・指導部会をおく	指導部会で委員会等から委託された事件処理	-
古 座 川 町	古座川町人権尊重推進委員会	・町議会議員、各種団の代表者 ・教育委員会委員及び公民館長 ・小中学校長等19名	・人権に関する事 ・人権啓発に関する事	-	人権擁護委員	3名	人権に関する相談	-	古座川町人権尊重推進委員会	・町議会議員、各種団の代表者 ・教育委員会委員及び公民館長 ・小中学校長等19名	差別事件全般	-
北 山 村	北山村人権啓発推進委員会	村長、議会議長、教育長、人権擁護委員、小中学校長、民生委員12名		-	北山村人権啓発推進委員会	村長、議会議長、教育長、人権擁護委員、小中学校長、民生委員12名		-	北山村人権啓発推進委員会	村長、議会議長、教育長、人権擁護委員、小中学校長、民生委員12名		-
串 本 町	串本町人権委員会	地区委員20名 学識経験者10名 計30名	・同和問題、人権問題の相談、調査及び研究に関する事 ・啓発活動に関する事 ・差別事象の解決に関する事 ・講習会、講演会の開催に関する事 ・関係機関、団体、事業所等との連携及び協調に関する事 ・その他		人権擁護委員、行政相談員、串本町人権委員会	人権擁護委員7名 行政相談員2名 人権委員30名			串本町人権委員会	地区委員20名 学識経験者10名 計30名		